

コープのガソリン利用規約

第1条（はじめに）

この利用規約は、大阪いずみ市民生活協同組合（以下「生協」という。）が「コープのガソリン」で提供する全てのサービス（以下「本サービス」という。）における利用条件を定めるものです。あらかじめこの利用規約を承認の上申込みをした組合員で、生協が適当と認めた者については、契約が成立し、本サービスの利用が認められます。

第2条（契約の内容）

1. 生協は、生協が「株式会社 西日本宇佐美」より貸与された「元売りカード」（以下「カード」という。）により、本サービスを組合員に提供します。
2. 生協は、組合員からの申込みを受け、適当と認めた場合、組合員にカードを貸与します。
3. カードは、カードが貸与された組合員および組合員と同一の世帯に属する者以外は使用できません。
4. 生協より貸与されたカードについては、組合員が管理義務を負うものとします。
5. 組合員は、他人に貸与、譲渡、担保の提供委託等、カードの占有を第三者（組合員と同一の世帯に属する者を除く）に移転する事は一切できません。
6. 組合員は紛失・盗難その他各種事由が発生した場合、直ちに生協に連絡するものとします。
7. カードの使用・管理に際して、組合員が前2項に違反し、その違反に起因してカードが不正に使用された場合、組合員はそのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
8. 組合員は契約の終了または解約などで本サービスを利用する資格を喪失した場合は直ちにカードの利用を中止し、生協に返却するものとします。

第3条（売買）

1. カードを貸与された組合員は、貸与されたカードと同じ元売り系列の給油所にカードを呈示することによりガソリンおよび軽油（以下「自動車用燃料」という。）を購入することができます。但し、当該給油所の都合により、取扱いできない場合があります。
2. 組合員が、貸与されたカードを所持せずに本サービスを利用することはできません。

第4条（自動車用燃料の価格）

1. 自動車用燃料の価格は、書面、ホームページでの掲示など生協が適当と判断する方法によりこれをお知らせします。
2. 自動車用燃料の価格には、事務手数料を含んでいます。

第5条（利用限度額）

1. 第6条第1項で定める算定期間内に利用できるカードの限度額は、30,000円とします。

第6条（料金の算定とお支払いについて）

1. 本サービスの毎月の料金の算定期間は、当月の1日から当月の末日（締日）までの期間とし、翌月に請求させていただきます。ただし、当該給油所の都合により、請求が遅れる場合があります。
2. 料金の支払いの詳細については、口座振替の場合は「預貯金口座振替による商品代金等支払い事務取扱要綱」、クレジットカード払いの場合は「宅配事業商品等ご利用代金クレジットカード支払要綱」によります。
3. 宅配をご利用いただいている組合員は、宅配商品代金等と合わせてお支払いいただきますので、締日の属する月の翌月の第3回の配送時にお渡しする請求書でお知らせいたします。
4. 宅配をご利用いただいていない組合員は、締日の属する月の翌月の25日を含む週に、請求書を郵送させていただきます。

第7条（契約の成立、契約期間および終了について）

1. 契約期間は、お申込み日より、カード券面に記載されている有効期限の期日までといたします。

2. 前 1 項のカードについて有効期限が到来する場合は、生協が適当と認めた場合、更新カードを送付します。また、更新カードの発券を受けた組合員は、有効期限経過後のカードを直ちに切断の上廃棄してください。

3. 契約の終了は、組合員がサービスを終了しようとされる場合は、あらかじめその終了期日を定めて、終了期日の 15 日前までに生協に通知していただきます。生協は、原則として、組合員から通知された終了期日に本サービスを終了させるための適当な処置を行います。なお、かかる通知は、所定の様式に従った届出による必要があります。

第 8 条（解約等）

1. 組合員が次のいずれかの事由に該当する場合には、生協はその組合員について本サービスを解約することができます。

- ① 組合員が、この利用規約に基づく支払債務またはそれ以外の生協に対して負う一切の支払債務について、支払期日を 30 日経過してなお支払わない場合。
- ② 第 5 条で定めるカードの限度額を超えて本サービスを利用した場合。
- ③ 組合員がこの利用規約の条項の一に違反した場合。

2. 組合員が組合員たる資格を喪失したときは、当然に契約が終了するものとします。

第 9 条（管轄裁判所）

組合員と生協との本サービスに関する一切の紛争については、大阪地方裁判所堺支部を専属の第一審管轄裁判所とします。

第 10 条（利用規約の変更）

1. 生協は、ホームページへの掲示など生協が適当と判断する方法により組合員に通知した上で、この利用規約を変更することがあります。なお、当該ホームページへの掲示をもって通知が到達したものとみなします。

2. 利用規約の変更に異議のある組合員は、契約を解除することができます。なお、組合員が利用規約の変更に異議を述べない場合は、変更後の利用規約を適用するものとします。